

平成25年3月（第3回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成25年3月15日（金）15：30～18：30
宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、上村総務課長、安田学校教育課長、山脇社会教育課長、兒玉学校教育課長同格、西村総務課長補佐、濱原総務係長、松坂指導係長

4. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成25年3月15日の第3回の教育委員会会議を開催いたします。

本日は5人全員の委員出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第1回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議がありませんので、第1回の会議録については承認とさせていただきます。

前回の第2回の会議録については机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は三原委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第2号 委員長選任の件」、「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」、「議案第4号 宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」、「議案第5号 宇部市社会教育指導員設置規則中一部改正の件」、「議案第6号 宇部市社会教育指導員服務規程廃止の件」、「学校教育推進のための指針について」の6件と、その他の事項2件をお知らせしていますが、次第にありますように、「議案第7号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則中一部改正の件」、「議案第8号 教職員人事の件」、「私立準学校法人への助成について」の3件について、追加の議題として上程させていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員 長： 異議が無いようですので、「議案第7号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則中一部改正の件」、「議案第8号 教職員人事の件」、「私立準学校法人への助成について」の3件を、追加議案とさせていただきます。

それでは始めに「議案第2号 委員長選任の件」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 委員長選任の件」について、説明させていただきます。

縄田委員長の任期が3月18日までとなっておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条及び「宇部市教育委員会会議規則」第2条の規定に基づき、3月19日からの委員長の選任をお願いするものです。選任方法につきましては、選挙により無記名投票により行うこととなっておりますが、委員の皆さんのご異議がなければ、指名推選の方法ができることになっております。

なお、選任方法等の協議にあたり、差し支えがあれば、事務局は退席いたしますが、いかがいたしましょうか。

委員 長： 選任方法は、選挙による投票、又は指名推選もできるということですが、皆さんいかがでしょうか。

教育 長： 事務局立会いの下、指名推選でいいと思います。

委員 長： 事務局立会いの下、指名推選でよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは、事務局立会いの下、指名推選とさせていただきます。

(全委員の一致により、縄田委員長が再任される。)

事務局： ただいま指名推選により、縄田委員長が引き続き委員長に決定しましたので、「宇部市教育委員会会議規則」第3条の規定に基づき、縄田委員長の住所・氏名の告示をさせていただきます。なお、任期は平成25年3月19日から平成26年3月18日までの1年間となります。

なお、委員長職務代理者の選任についてですが、委員長職務代理者は「宇部市教育委員会会議規則」第4条の規定に基づき、先任の委員が就任することとなっておりますので、引き続き水田委員が委員長職務代理者となりますので、よろしくをお願いします。

委員 長： それでは「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」についてであります。5月から学びの森くすのきが供用開始になることに伴い、現在の「文化財活用推進室」から「学びの森くすのき・地域文化交流課」に課名変更を行うもの。また、前回の会議において「社会教育指導員」が「生涯学習活動支援員」に名称変更したことにあわせ、課の分掌事務から削除するものであります。

(資料1に基づき、改正内容の説明を行う。)

委員： 社会教育課の分掌事務から、「社会教育指導員に関すること。」を削除する

理由は何ですか。

事務局： 社会教育指導員（生涯学習活動支援員）については、これまで多い時で30数名をふれあいセンター等に配置してきましたが、時代のニーズにあわせその業務の一部を他部署に移管しながら規模も縮小し、現在では社会教育課内に1名を配置している状況にあります。

社会教育課として、社会教育指導員（生涯学習活動支援員）に関する業務が縮小してきたことから、課の主な分掌事務からは削除したいと考えております。

委員： 生涯学習活動支援員に名前を替えたことで、組織の中ではこの業務が重要ではなくなったということでしょうか。職員がいなくなる訳ではありませんし、組織に関する規則の中で残した方がいいのではないのでしょうか。

委員： 人数が減ったのは分かりましたが、「社会教育指導員」が「生涯学習活動支援員」に替わったのであれば、「生涯学習活動支援員に関すること。」として私も残していくことが適当と思います。

事務局： 社会教育指導員（生涯学習活動支援員）に対する業務が減ってきたことでもあります。規則を整理する中で、嘱託職員に関する業務については他課でも記載しておりませんので、それに合わせた形にしたいと考えております。

委員： 前回の会議で、せっかく「社会教育指導員」を「生涯学習活動支援員」に変更しても、どこの部署が生涯学習を推進していくか分からないようでは替えた意味が無いと思います。分かりやすいようにしていただきたいと思います。

事務局： 社会教育の中には生涯学習も含まれていると思っておりますが、生涯学習の業務については後ほど説明します「宇部市社会教育指導員設置規則」の中で明確化していきたいと考えております。

事務局： 生涯学習に関する業務について規則のどこかに入れた方がいいということですが、元々社会教育課の前身は生涯学習課でありましたが、地域コミュニティの一層の充実をめざす観点から、市長部局の地域コミュニティ推進室へ生涯学習の一部を移管し、その後、現在の市民活動課となっております。

市民活動課の業務の中では、「地域コミュニティの充実に係る生涯学習の推進に関すること。」と明記されております。

委員： 社会教育の中に生涯学習のことも含まれていると言われても、違和感を覚えます。社会教育課が生涯学習に関わっているのであれば、「生涯学習に関すること」を入れてもいいのではないのでしょうか。

委員長： 規則の中に生涯学習の文言を入れることに問題がありますか。

事務局： 生涯学習に関することを規則に入れるべきということなので、社会教育課の「成人教育に関すること。」の次に「生涯学習活動の支援に関すること。」の一文を新たに付け加えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 「生涯学習活動の支援に関すること。」を付け加える提案が事務局からありましたが、それにより承認することでもよろしいですか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、議案第3号については訂正後、承認とさせていただきます。

続いて「議案第4号 宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」につ

いて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」について説明させていただきます。先ほどの説明にもありましたが、学びの森くすのきが5月に開館しますので、それにあわせ職務権限中の課名変更及び、「ふるさと学習館」に係る業務を「学びの森くすのき」に改めるものです。

(資料2に基づき、改正内容の説明を行う。)

委員： 表の中で「重要なもの」と「軽易なもの」とありますが、この線引きについては明確な基準があるのでしょうか。

事務局： 運営等に関する業務は多種多様なものがあり、明確な基準はありません。課長レベルで判断できない重要な協議事項については、「重要なもの」として部長等の決裁を仰ぐようになります。

委員長： 他にご意見がなければ、原案どおり承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 次に「議案第5号」及び「議案第6号」については関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 宇部市社会教育指導員設置規則中一部改正の件」及び「議案第6号 宇部市社会教育指導員服務規程廃止の件」について説明させていただきます。

これにつきましても先ほど説明がありましたが、「社会教育指導員」の名称が「生涯学習活動支援員」に変更しましたので、それに伴う規則の整備を行います。また服務規程については、要綱において必要な内容が整備されていますので、重複となることから廃止するものです。

(資料3及び4に基づき、改正及び廃止の内容について説明を行う。)

委員： 規則の中に生涯学習活動支援員の職務とありますが、その中で「所属長が指示すること。」とありますが、所属長とは誰のことを指しますか。

事務局： 担当する課長となり、社会教育課長になります。

委員長： 他にご意見がなければ、承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 次に「議案第7号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則中一部改正の件」について説明をお願いします。

事務局： 「議案第7号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則中一部改正の件」についてですが、このたび、琴芝2区自治会が琴芝1区自治会に統合し、また恩田27-4区自治会区域内に新たに31区自治会ができることから、規則の変更を行うもので、併せて様式や文言等についても必要な変更を行うものです。

(資料7に基づき、改正の内容について説明を行う。)

委員長： この件についてご意見はありますか。

委員： 改正されることに異議はありませんが、いつから適用となるのですか。

事務局： この会議で承認された後、公布を行えば適用となります。

委員長： 他にご意見がなければ、承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： 4月から新年度になりますので、出来るだけ早く手続きをお願いします。
続いて「議案第8号 教職員人事の件」について説明をお願いします。

事務局： 昨年12月の会議において承認していただきました「平成25年度 宇部市立小・中学校教職員人事異動方針」に基づき、平成24年度末の小中学校人事異動案について調整させていただきましたので、説明させていただきます。

管理職の配置については、各学校の研究課題、当面する課題に対応できるように配置するとともに、教頭昇任については、教務、生徒指導、研修、特別支援教育等への造詣を総合的に勘案し、幅広い視点で登用を図っています。また、教諭については、各小中学校の課題を解決するため、全市の視野に立って、男女比、年齢構成等、教職員構成の適正化に努めるとともに、生徒指導の充実強化のための適任者の配置にも努めました。なお、同一校に7年以上の勤務者については、原則異動を行っています。

(管理職、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員、及び事務局人事に係る異動内容についての説明を行う。)

委員 長： 今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

小学校の新規採用者が増えることは、学校の活性化にも繋がりいいことですね。

委員： 中学校の「小人数指導加配教員」が、1名減った理由を教えてくださいか。

事務局： 加配教員の配置については、配置基準が厳しく、目的に応じた成果が見込めないと削減されることがあります。

委員： 目的にあった成果とはどういうものですか。

事務局： 加配には学力向上等、その目的に対する成果が求められます。また当初の目的と異なる用途に配置した場合等も減員の対象となります。

委員： 北部地域等への異動に対する教員の反応はありますか。

事務局： 今回から、異動方針の中で市内を3つに分けた群への勤務を原則としましたので、ある程度は理解してもらえていると思っています。

委員： 教員の異動方針として、「生徒指導の充実強化のため」とありますが、それだけに重点を置いたのでしょうか。また7年の異動は小中学校両方ですか。

事務局： 生徒指導のみだけではなく、総合的に判断していくこととなりますので、学習指導なども当然含まれます。7年での異動については、小中学校とも対象となります。

委員 長： 異動については皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員 長： 詳細についてはこれから詰められると思いますが、学校間のバランスがとれた適材適所になるよう努めていただきたいと思います。

続いて「学校教育推進のための指針について」説明をお願いします。

事務局： 「学校教育推進のための指針について」は毎年作成していますが、平成25年度は現在策定中の宇部市教育振興基本計画の理念や目標、また来年度から全小中学校において取り組むコミュニティスクール等を反映させています。平成

24年度からの変更点について説明させていただきます。

(主な変更内容について、指針、5つの基軸・10の視点・15の水準について説明を行う。)

委員： 宇部市では昔から犯罪件数が県内でも多く、今は減少傾向にあります。更に安心安全なまちづくりを進めていく上で、子どもたちにはより高い規範意識を身に付けてもらいたいと思っています。

これまでも多くの学校が目標やルールを作ることで、子どもたちの規範意識を作っていこうとする形が強かったわけですが、そうではなく、子どもの内側から積み上げていかないと長続きはしないと思っています。

規範意識を高めていくためにも、学校では基本的なことを日々チェックし、子どもを褒めながら、何か一つこれだけは絶対に守れるという自信をつけてもらうような取組を是非ともお願いしたいと思います。

委員： 指針の表は随分工夫されよくできていていると思いますが、表の中で学校とコミュニティスクールが並んで書かれているところが気になります。

学校は地域と連携した中でコミュニティスクールを推進していかなければいけないと思いますが、教育の専門性を持つ学校とコミュニティスクールが同列でいいのか疑問があります。法律では、学校の人事や運営に関することにも意見を述べることができるとされており、規則を作りコミュニティスクールに権限と責任を持たせていくことになります。

学校とコミュニティスクールを同列とするのであれば、学校長や地域の人達に対して、コミュニティスクールに関する学習会や調査研究の場を設け、皆が共通理解をした上で推進していかなければなりません。しかし現状ではそこまでは難しいと思います。今の段階では、学校運営協議会として学校に対して外付けするくらいのイメージの方がいいのではないのでしょうか。

教育長： 本市が進めているコミュニティスクールは、文科省の形態とは少し異なり、人事権や運営に関する権限を、学校運営協議会に持たせるところまでは考えていません。

事務局： コミュニティスクールを学校の横に並べて書いてありますので、特にそのように見えると思います。ご指摘のようにあくまでも学校が中心となり、学校を支援していただくために学校運営協議会の中で地域や保護者の方を含めて、いろんな協議をしていただくということになります。指針の表については、少し表現を変えさせていただきたいと思います。

委員： 学び合いの学習についてですが、学校の授業を見させていただくと先生が直ぐに主導権や結論を出すことが見受けられました。もう少し、子どもが言ったことを最後まで子どもに責任を持たせ、子どもたちが責任を持って結論を出す、というような雰囲気をもっと欲しいと思います。

また、コの字型の授業というのは、全員の顔が見えるというのが大条件ですから、子どもが発言しているときに全員がその人の顔を見ているかどうか、先生が発言するときは先生がどこに居るべきか、そういうふうな基本的なことを実践していく必要を感じています。

それから、毎週行っているいじめのアンケート調査についてですが、学級としての集団の自浄力をきちんと積み重ねていかないと、いじめは無くならないと思います。いじめ以外にも学級にはいろんな問題がありますから、クラスの中で今何が問題であるのかということや学級みんなが考え、問題を一日も早く解決しないといけないという共通理解がなければ、いくらやってもそれは解決にならない。問題をどう解決していくのかということを考える訓練をしていくシステムを考えて、一つ一つ積み上げ、学級の自浄力を高めていけば、今やっているアンケート調査も形式的にはならないと思います。

教 育 長： 「学びに関するアンケート調査」を学校で実施しています。子どもたちや各学校の状況がよく分かりますので、皆さんにも見せてあげていただきたいと思っています。

それから、週一回のアンケート調査の三学期分の報告も読ませていただきましたが、不登校の問題、いじめの問題等、学校が対応に苦慮されているところも見受けられますので、これについても一回見てもらった方がいいと思います。

委 員 長： その他ご意見ございませんでしょうか。

委 員： 子どもたちの生活規律や規範意識を考えたときに、小学校以前に身に付けてほしい基本的な生活習慣等があると思います。幼保との連携を図る中で小学校に上がるまでに、幼稚園や保育園で生活規律や基本的なことは身に付けてほしいことなどを話し合える機会があればいいと思っています。特に生活規律などは小学校に入ってから立て直すのでは難しいので、もっと小さい段階から取り組めればいいと思っています。

委 員： 基本的な生活習慣がきちんとできている子どもは、学力も向上するという統計もでており、幼稚園や保育者は一生懸命になって生活リズムをきちんとつけようと頑張っていますが、家庭の事情等により、なかなかできないところも現状ではあります。教育の現場でやることではない、と言われるかもしれませんが、教員も子ども一人ひとりを見て、親とも話をして欲しいと思っています。先生方も大変だとは思いますが、子どもの指導の中で見ていただけるといいと思います。

委 員 長： 他にご意見がなければ、皆さんからの意見を踏まえて指針をまた改めていただきたいと思っています。アンケート調査結果に関する件とコミュニティスクールの件については、研究会のテーマとして取り上げていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

続いて「その他の事項」に移りたいと思いますが、その前に「神原小学校の耐震工事と存続を求める会」から教育委員会あてに要望と質問の提出があったと伺いましたので、事務局から報告していただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

事 務 局： 3月12日付けで「神原小学校の耐震工事と存続を求める会」から「神原小学校の耐震化に関する要望と質問」が郵送で送付されましたのでお知らせします。

(質問書の写しの配付、及び内容に対する説明を行う。)

委員： これに対する回答は、どのようにされますか。

教育長： 現在「(仮称)見初・神原校区の新しい学校づくり準備委員会」で協議が行われていますが、今年中には統合についての結論を出すようお願いしています。3月議会においても同様の答弁をしておりますので、そのように回答していきたいと考えています。

事務局： 27年度での学校施設の耐震化率100%を目指していくためにも、神原小を引き続き存続させることになれば、耐震補強もしていけないといけない状況にはあります。

委員： 建替えにしても補強にしても多大な金額を使うこととなりますので、市民への説明と理解を得ていくことも必要です。

教育長： 耐震化の優先順位が高いランクⅠには、他の学校もありますので、協議が進まない中で、神原小を1番に着手することはできないと思っています。

委員長： 準備委員会での話し合いが進みますようご尽力をお願いします。回答書を渡される時には、教育委員にも配付をお願いします。

会議が長時間になりましたので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

委員長： ただ今から、会議を再開します。

「私立準学校法人への助成について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 私立準学校法人への助成については、「朝鮮初中級学校の助成に関する要綱」に基づき、平成5年度から毎年「山口朝鮮初中級学校」へ助成金を交付しています。平成25年度当初予算編成にあたっては、県にも確認しましたが、本件に関しての情報・指示がなかったことから、慎重に対処すべきとの考えのもと予算計上しておりますが、今後の対応等を含め、ご意見を伺いたいと思いますので説明させていただきます。

(山口朝鮮初中級学校に対する助成金の現状、及び経過、県と他市の動向等についての報告を行う。)

委員： 助成金は学校に対して支出しているのですか。それとも遠距離通学している個人に支出しているのですか。

事務局： 個人に直接支出しているものではありません。学校の行事や教員の研修等に使用されております。

委員長： 通学している生徒は減少してきているのですか。

事務局： 平成20年度が12人、21年度が8人、22年度が6人、23年度が5人、24年度が3人となっています。

委員： 助成金の算出根基はどうなっていますか。

事務局： 要綱では基本額プラス宇部市在住生徒一人当たり1千円とし、6月頃に交付しています。

委員長： 難しい問題ですが、事務局としてはどのように考えていますか。

事務局： 国や県の考え方や北朝鮮をめぐる様々な情勢を総合的に勘案すると、現状では予算の執行に関して慎重に対応していかなければならないと考えておりま

す。

委員 長： 皆さんいかがでしょうか。

委員： そのように対応することでいいと思います。

委員 長： 他にご意見が無ければ、現段階ではそのように対応していただきたいと思いをします。よろしくお願いします。

続いて「宇部市教育振興基本計画について」説明をお願いします。

事務局： 2月1日から21日までの間パブリックコメントを実施し、提出された意見とそれに対する回答について取りまとめましたので、報告させていただきます。（計画案に対する意見の概要、及び意見に対する考え方についての報告を行う。）

委員 長： この件についてご意見等ありますか。

今後のスケジュールはどうなりますか。

事務局： 3月25日に最後の検討委員会を予定しており、その後、検討委員会から教育長への答申が行われる予定です。

委員 長： 続いて「寄附の報告について」をお願いします。

事務局：（資料6に基づき、報告を行う。）

委員 長： 全ての議題は終了しましたが、他に何かありますか。

事務局： 現在開催されています3月議会の状況等について、報告させていただきます。（議員からの質問の概要、及びそれに対する回答について報告を行う。）

委員 長： 以上を持ちまして本日の教育委員会会議を閉会とします。